

手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。
個々の職業紹介における手数料については、契約書等にてご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手 数 料：2,000 円 手数料負担者：求人者とします。
求人受理後に求人者に求職者を紹介するサービス（一般登録型の職業紹介）	成 功 報 酬：当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書・労働条件通知書等に記載されている額）の 30% ※成功報酬は上記の範囲内で個別に求人者と契約書等に定める手数料を適用します。 手数料負担者：求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言を行うサービス（一般登録型の職業紹介の付加サービス）	成 功 報 酬：当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書・労働条件通知書等に記載されている額）の 30% ※成功報酬は上記の範囲内で個別に求人者と契約書等に定める手数料を適用します。 手数料負担者：求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索を行うサービス（サーチ・スカウト型の職業紹介）	着 手 金：50,000 円 活 動 費：20,000 円（活動 1 日あたり） 成 功 報 酬：当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書・労働条件通知書等に記載されている額）の 50% ※着手金、活動費、成功報酬についてはいずれも、上記の範囲内で個別に求人者と契約書等に定める手数料を適用します。 手数料負担者：求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言を行うサービス（再就職支援の職業紹介）	成 功 報 酬：当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書・労働条件通知書等に記載されている額）の 50% ※成功報酬は上記の範囲内で個別に関係先雇用主と契約書等に定める手数料を適用します。 手数料負担者：関係先雇用主とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度に関する事項◆

当社からの紹介により採用された求職者が入社後 6 か月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領した手数料のうち、下記の金額を返戻いたします。返戻のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できません。あらかじめご了承ください。

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 入社日から起算して 1 ヶ月以内で退職した場合 | 受領した手数料の 80% |
| (2) 入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内で退職した場合 | 受領した手数料の 50% |
| (3) 入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内で退職した場合 | 受領した手数料の 10% |

許 可 番 号 28 - コー30111

事業所名称 株式会社中村コンサルティング

事業所住所 兵庫県尼崎市長洲本通2-2-1-501